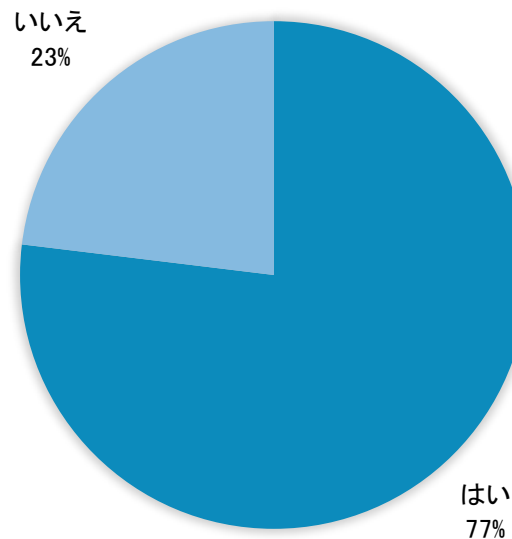


令和 6 年度 第 1 回 豊島区成年後見等利用促進協議会 委員事前調査結果

対象 14 名、回答 13 名

1. 現在、所属している機関や団体等で普及・啓発について取り組んでいることはありますか。
例) 周知媒体の配布、講座や講演会の実施、相談会の実施 など



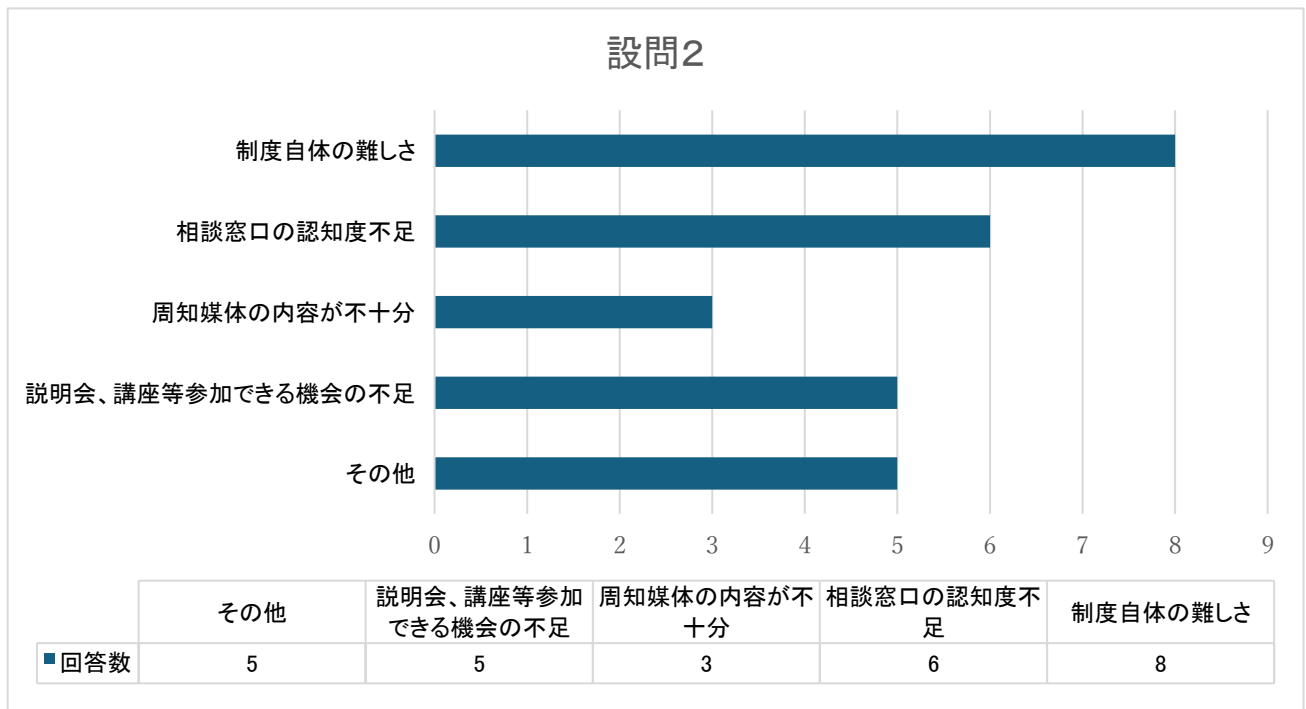
(具体的な内容)

職員への案内
リーフレットの配布、電話相談、会内の連絡会等
10 月になりますが、巣鴨とげぬき地蔵にて配布物などで周知予定
日本公証人連合会において、任意後見契約締結推進に向けた啓発活動
「サポートとしま」の方にお越しいただき、職員向け研修を行った
会員向けの研修の実施、一般の方向けの相談会の実施、東京会においては常設の相談窓口の設置等
各地区での相談会の実施、出前講座の実施、パンフレットの配布
詳細は承知していませんが、弁護士会で相談窓口を設けていると思います
成年後見制度について、研修会を実施した
周知媒体の配布、勉強会の実施

2. 支援制度を利用する区民やその親族等にとって、支援制度を知り、利用を検討する上で課題と感じられる事柄に○をしてください（複数回答可）

※選択項目

- ①制度自体の難しさ ②相談窓口の認知度不足 ③周知媒体の内容が不十分
④説明会、講座等参加できる機会の不足 ⑤その他



（その他の内容）

成年後見・任意後見の有用性, 必要性(効用)の具体的アピールが足りない

制度の使いづらさ

困ったことについて「必要な支援を受ける」という考えがまだ一般的ではない

講座の開催時間等が合わない

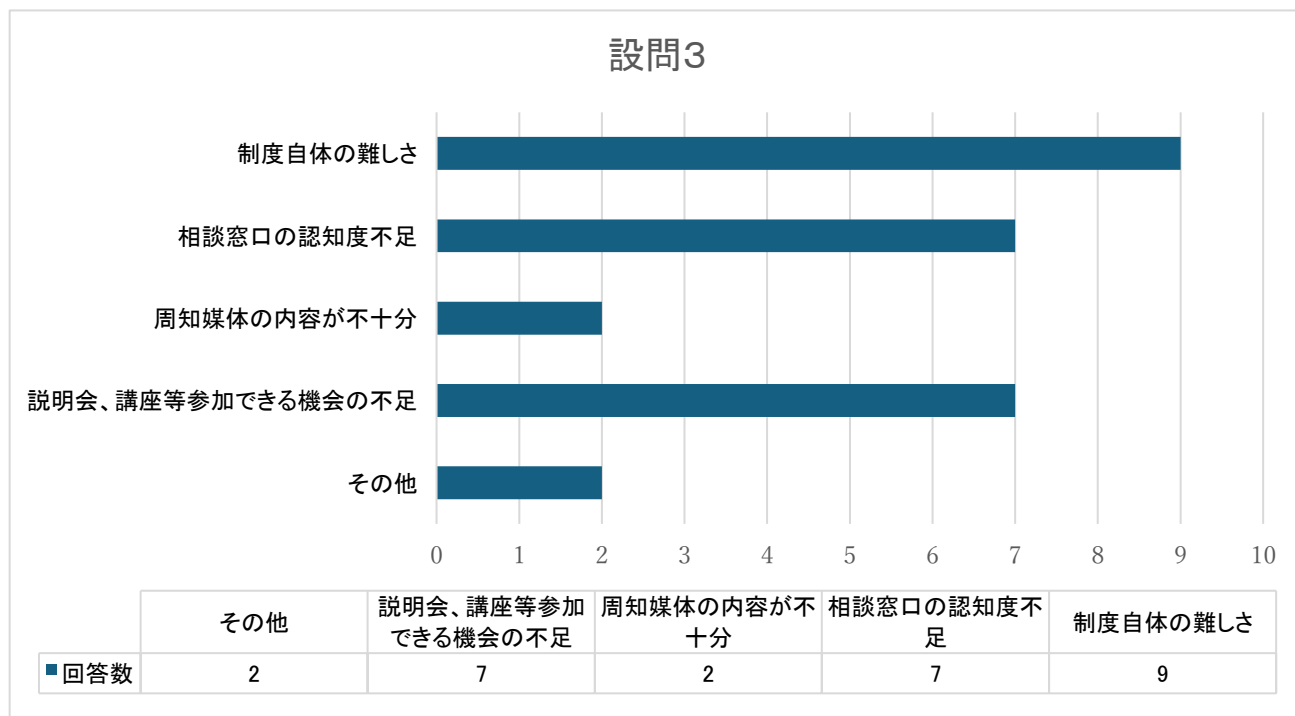
相談窓口は区役所の中が分かりやすい

3. 支援制度の利用が必要な区民やその親族等に関わる人（関係者等※）が、支援制度を知り、理解する上で課題と感じられる事柄に○をしてください（複数回答可）

※「関係者等」には、介護・福祉・医療従事者や法律関係者だけではなく、高齢者や障害者に対してサービスを行っている個人や企業・団体等に所属する方が含まれます。

※選択項目

- ①制度自体の難しさ ②相談窓口の認知度不足 ③周知媒体の内容が不十分
④説明会、講座等参加できる機会の不足 ⑤その他



（その他の内容）

時間調整が難しい

制度の使いづらさ

4. 取組みについて、他の委員等に質問したいことがあればご記入ください

権利擁護の啓発・普及について、継続的に続いている取り組みがあったら教えて欲しいです

任意後見制度や家族信託の利用の検討